

答 申 第 4 号
平成20年 9月30日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年4月16日付け保幼発第26号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市が「公共事業等環境影響調査」を春日保育園及び横手保育園に対し実施したとする資料の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[諮問第3号]

別 紙

諮問第3号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市が「公共事業等環境影響調査」を春日保育園及び横手保育園に対し実施したとする資料（以下「本件文書」という。）の開示請求に対し、実施機関が開示請求拒否（不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

春日保育園は、新幹線高架が東側に位置する場所にわざわざ移転新築し、新幹線高架橋の建設中は工事車両、重機等の騒音に晒され、竣工後は、駅からの雑踏騒音に晒される。また、新幹線高架と在来線高架が並走することによる騒音振動に晒され、日照の阻害を受けることが予測される。

同じく横手保育園においても新幹線高架橋の建設中は工事車両、重機等の騒音に晒され、完成後も新幹線高架と在来線高架が並走することによる騒音振動、日照の阻害、電磁波等に晒されることが予測される。

このため、両保育園の移転新築について幼児の教育環境、健康には十分配慮がなされているはずで、熊本市による事前の環境影響調査が実施されているはずであるから、本件文書が存在しないとは思えない。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

春日保育園及び横手保育園の移転新築は、熊本県が事業主体である連続立体交差事業及び街路事業に伴って行われたものであり、実施機関では、本件文書に係る独自の環境影響調査を実施していない。

よって、本件文書は存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、熊本市が「公共事業等環境影響調査」を春日保育園及び横手保育園に対し実施したとする次の資料である。

ア 春日保育園及び横手保育園が移設新築した位置において、新幹線高架と在来線高架による並行走行が、両保育園に与える騒音振動、電磁波等の影響について、「安全安心の基準以内」とした数値計算式と予測数値

イ 春日保育園及び横手保育園が移転新築した位置において、新幹線高架と在来線高架による並行走行が、両保育園に与える日照権、景観影響について、「安全安心の基準以内」とした四季時間差の差異の図式、分析等の資料一式

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

環境影響調査は、開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事前に調査、予測及び評価するものであるが、調査は開発事業を行う事業主体が実施するもので、事業により何らかの影響を受けるところが調査するものではない。

しかるに、春日保育園及び横手保育園が移転新築に至った理由は、それぞれ、連続立体交差事業及び街路事業であり、その事業主体は熊本県であって実施機関ではない。

したがって、環境影響調査を実施していないとする実施機関の主張には合理性が認められる。

よって、本件文書は不存在であると認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会	長職務代理者	荒	木	昭次郎
委	員	高	木	絹子
委	員	田	中	節男
委	員	馬	場	啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成20年 4月16日	熊本市長から諮問を受けた。
平成20年 4月30日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成20年 5月16日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成20年 5月30日	異議申立人から意見を聴取した。
平成20年 7月11日	実施機関から意見を聴取した。
平成20年 8月 8日	審議を行った。
平成20年 8月28日	答申（案）の審議を行った。
平成20年 9月30日	答申（案）の審議を行った。